別表2 総合評価方式 評価項目 (簡易(提案)型)

●●第●号(選定理由)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去10ヶ年度の同種類似工事の 実績の有無 (新潟県・新発田市・公益企業(県内)の発注工事での実績。但し請負金額が500万円 を超える工事)	新潟県・新発田市の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
		公益企業の発注工事の実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	
	新発田市発注工事において過去3 ケ年度の当該発注工種工事成績評 定点の平均点	80点以上	4. 00	✓ 4.00 ✓ 0.00
		75点以上 80点未満	4. 00	
		75点以上 00点水洞 評点=4.00×(平均点-75)/5	~	
		TIME TO SECTION TO THE SECTION TO TH	0.00	
		実績なし	0.00	
工事成績		 65点以上 75点未満	0.00	
		評点=2.00×(平均点-75)/10	~ -2. 00	
		65点未満	-2.00	
	新発田市発注工事において過去3 ケ年度の当該発注工種工事成績評 定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	
		65点未満 	-1.00	
	過去3ヶ年度の新潟県・新発田市 優良工事表彰又は新潟県優良工事 証の有無	優良工事表彰あり	0. 50	√ 0.50
優良工事表彰等		優良工事証(地域機関交付)あり	0. 25	
		上記以外	0.00	
ISO認証取得	技術資料等の提出期限現在有効な ISO 9001又はISO 14001の認証取得 の有無	ISO 9001 及び ISO 14001 の両方の取得あり	0. 50	∕ 0.50
		ISO 9001 又は ISO 14001 のいずれかの取 得あり	0. 25	
		取得なし	0.00	
【配置予定技術者	の能力】			
技術者の能力	主任(監理)技術者等の保有する 資格	1級・・・・管理技士 又は 1級・・・・施工技士	0.50	/ 0.50
		2級・・・・管理技士(土木) 又は 2 級・・・・施工技士	0. 25	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10ヶ年度の同種類似工事の実 績の有無 (新潟県・新発田市・公益企業(県内)の 発注工事での実績。但し請負金額が500万 円を超える工事)	 新潟県・新発田市の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
		公益企業の発注工事の実績あり	0. 50	
		実績なし	0.00	
優秀技術者表彰等	・新発田市、新潟県優秀技術者表 彰または新潟県優秀技術者証の有 無 ・新発田市、新潟県発注工事にお ける過去3ヶ年度の工事成績評定 点80点以上取得工事の実績の有 無	優秀技術者表彰あり 優秀技術者証(地域機関交付)あり又は	0. 50	/ 0.50
		表彰等はないが、主任技術者又は監理技術者として80点以上取得工事の実績あり	0. 25	
		上記以外	0.00	
// 健康級党の推進へ	〔対象制度〕WLB企業認定等の有無	トレップ トレップ トレップ トレップ トレップ トレック とっしょ トレッション トレッション トロー・ファイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	0. 25	
《健康経営の堆准》		0) 10% E 2 % E 0 hill (1 0))		
≪健康経営の推進≫ WLB(ワーク・ライ フ・バランス)の推	①ハッピー・パートナー企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定	いずれか1つの認定等あり	0. 12	/ 0. 25

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価点
【地域貢献度】				
	・過去3ヶ年度の災害時における 活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効 な消防団協力事業所	新発田市内における活動実績あり (国・ 新潟県の実績含む)	1. 50	/ 1.50
		消防団協力事業所	0. 50	
		実績・交付なし	0.00	
維持管理実績	過去3ヶ年度の公共除雪(実績 ①)、緊急漏水修理(実績)又は 維持修繕(補修)実績の有無は、新 発田市との契約のみ有効とし、公 共除雪(実績②)は、新発田市内 における国、新潟県又は新発田市 との契約を有効とする。	次のいずれかの実績が新発田市内であり (1)公共除雪(実績①)及び維持修繕 (補修)の両方の実績あり (2)緊急漏水修理(実績)及び維持修繕 (補修)の両方の実績あり	1. 50	/ 1.50
		公共除雪(実績②)又は緊急漏水修理 (実績)のいずれかの実績が新発田市内 であり	0. 38	
		維持修繕(補修)の実績が新発田市内であ り	0. 25	
		実績なし	0.00	
【地域精通度】				
	新発田市内における過去3年間継 続した営業所(実働拠点)の有無	新発田市内に主たる営業所あり	0. 50	/ 0.50
実働拠点		新発田市内に従たる営業所あり	0. 25	
		新発田市に主・従たる営業所なし	0.00	
地域調達	すべての下請負(一次・二次)に おける市内企業活用の有無 (対象下請負は500万円を超える もの)	すべての下請負 (一次・二次) が市内の 企業 又は 下請負なし すべての下請負 (一次・二次) が県内の	2. 25	∠ 2. 25
		すべての下請負(一次・二次)が県内の 企業	0. 50	
		上記以外	0.00	
【簡易な施工計画】				
施工上の課題に係 る技術的所見	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性 (複数の課題を設定した場合でも、評点の合計は最高9点とする。) [施工上の課題] ①近接工事との工程調整、農家の作業期間(農繁期)、冬季での施工を見据えた総合的な工程管理計画及び工事進捗管理の工夫 ②建設重機による騒音、振動の低減対策及び家屋等の被害防止対策 ③交通開放後の沈下防止を見据えた対策	課題への対応が的確に図られた、独自の 工夫が見られる内容である。	9. 00	
		課題への対応が図られた、一部独自的な工 夫が見られる内容である。	6. 00	
		課題を理解した対応であり、一般的な工夫が 見られる内容である。	3. 00	3者で評価し、その平均点 / 9.00
		工夫が見られない内容である。	0.00	を評点と する。

【技術評価点の減点措置及び評価に係る入札参加・無効条件】

1. 技術評価点が0点に満たない者は、入札を認めない、指名しない等の措置を行う。

【評価項目及び評価基準に係る注意事項】

1. 評価項目及び評価基準の補足事項

技術評価点 合計

/23.00

- 1. 評価項目及び評価基準の補定事項 1)「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評点を判定する。また、平均点が65点以 上80点未満の場合の評点は、評価基準欄の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。 2)「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価(これに係る評点の和が 最低)となる者の評点とする。
- 3) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者等、現場代理人、工事実績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者」とする。

- 4)「災害時等における活動実績」の活動実績とは、新発田市内における以下のものをいう。(ただし、通常の維持 管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。) 〇緊急性を要し、指示書等で対応した活動 ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)

 - ・災害時の点検、パトロール等
 - 災害支援活動等
- 5)「災害時における活動実績等」の消防団協力事業所とは、新発田市の実施要綱によるものとする。
- 6)「維持管理実績」の公共除雪(実績①)、公共除雪(実績②)、緊急漏水修理(実績)又は維持修繕(補修)実績とは、 新発田市内における以下のものをいう。(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。) 〇公共除雪(実績①)とは次のとおりとする。
 - ・単価契約などによる市道の除雪作業
 - ・新発田市と契約した公共施設の除雪又は屋根の雪下ろし業務
 - ・新発田市と福祉対策として契約した民間の屋根の雪下ろし業務
 - 〇公共除雪(実績②)とは次のとおりとする。
 - ・単価契約などによる国道、県道、市道の除雪作業
 - ・新発田市と契約した公共施設の除雪又は屋根の雪下ろし業務
 - ・新発田市と福祉対策として契約した民間の屋根の雪下ろし業務
 - ○緊急漏水修理(実績)とは下記(①②)のいずれにも該当するものをいう。 (契約書の添付は必須)
 - ①配給水施設維持修繕委託契約を締結していること。 ②緊急道路漏水修理月別表の当番月に、当番者自らが出動していること。(ただし、チーフ又はサブの別は問わない)
 - 〇新発田市と契約した維持修繕(補修)の実績。
 - ・ 道路や河川等の修繕(補修)、除草等
 - ・送水管、配水管及び給水装置(道路分)の維持修繕業務
- 7)「WLBの推進における実績」には、対象制度の登録証、認定証等の写しを添付する。
- 2. 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方
- 1) 工事実績等に係る「過去10ヶ年度」
 - 技術資料等の提出期限の前年度から過去10ヶ年度遡った年度の4月 1日から技術資料等の提出期限 例. 技術資料等の提出期限が令和3年6月20日の場合の過去10ヶ年度は、平成23年4月1日~令和3年6月20日 (補足:この例の場合は、平成23年4月1日以降、元請として完成・引渡しが完了した工事であること。)
- 2) 工事成績等に係る事項
 - → 技術資料等の提出期限の前年度から過去3ヶ年度遡った年度の4月 1日から、技術資料等の提出期限から1ヶ月を 溯った日の前月末までの期間(月単位) 例. 技術資料等の提出期限が令和3年6月20日の場合は、平成30年4月1日~令和3年4月30日の間に完了した工事成績
- 3. 評価項目及び評価基準等
 - 1)「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、下記のとおりとする。
 - 公共下水道事業(農業集落排水事業は除く)での管渠施工の実績があり、下記の条件を満たすもの。
 - これらすべてを同一の工事で施工した実績。
 - 2)「実働拠点」における主たる営業所とは、原則として建設業法第3条第1項に規定する営業所とする。
- 3)「地域調達」については、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する市内の企業及び県内の企業を評価の対象とする。 市内の企業とは、市内に本社(店)を有する企業。県内の企業とは、県内に本社(店)を有する企業。